

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

地方創生が、我が国の将来にとって重要な政治課題となり、その実現に向け大きな責任を有する地方議会の果たすべき役割は、ますます重要となっています。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。

また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる状況にあります。

こういった状況の中、地方議員の年金に関しては、平成23年4月30日に、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案が可決された際、「地方議会議員年金制度の廃止後、概ね一年程度を目途として、地方公共団体の長の取扱い等を参考として、国民の政治参加や地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行うこと」という内容で附帯決議がなされました。

これを受け、総務省は、地方議会議員のみを対象とした新たな年金制度を創設することは現実的ではなく、地方議会議員が既存の被用者年金制度へ加入する道を検討する必要があるとの見解を示したものの、その後、具体的な動きが無い状況が続いています。

よって、国においては、附帯決議の趣旨を尊重し、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点からも、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年3月17日

北海道名寄市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣



宛